

渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付要領

令和6年5月1日から適用

令和6年8月21日改正

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

| | |
|------|---|
| 交付目的 | <p>渋川駅前の新たな魅力やにぎわいを創出し、駅前の活性化及び魅力向上を目的として各種イベントを試験的に行うとともに、その事業効果の検証に要する費用を補助します。</p> |
| 内容 | <p>補助対象事業</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に選定され、その計画時において、多数の集客が見込まれるイベントであって、渋川駅前の新たな魅力やにぎわいを創出するとともに、その事業効果を検証するものとします。</p> <p>ただし、次に掲げるものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （１） 政治及び宗教活動を目的とするもの （２） 参加者を特定の要件で限定するもの （３） 本市の他の補助金を受けているもの |
| | <p>補助対象者</p> <p>補助対象事業を実施する団体（法人格の有無を問わず、学生や市民等で構成された団体、グループ等を含みます。）で、次に掲げる条件の全てに該当する者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> （１） 公序良俗に反する活動を行う者でないこと。 （２） 構成員が3人以上であること。 （３） 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。 |
| | <p>補助対象経費</p> <p>補助対象事業を実施するために要する経費です。ただし、次に掲げる経費を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （１） 交際費（慶弔費を含む。） （２） 団体の構成員の飲食に要する経費 （３） 備品購入費 （４） 証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費 （５） その他補助対象事業に要する経費として市長が不相当と認めた経費 |
| 交付金額 | <p>補助対象経費から他の公共的団体等の補助金及びその他の</p> |

| | | |
|-------------------|---------------|--|
| | | 収入を差し引いた金額に10分の10を乗じて得た額とし、1つの補助対象事業につき、300千円を限度とします。 |
| | 予算額 | この補助金の事業全体の補助限度額は、2,400千円です。限度に達した時点で受付を終了します。 |
| 申請 手 続 等 | 交付条件 | <p>(1) 補助対象事業の周知を市内外へ広く行うこと。</p> <p>(2) この補助金の一部又は全部を補助の目的に反して使用したときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあるので、従うこと。</p> <p>(3) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。</p> <p>(4) 補助対象事業を中止したときは、補助金の返還を命ずることがあるので、従うこと。</p> |
| | 応募の方法、 時期等 | <p>1 政策戦略課へ電子メール又は書面にて申請してください。なお、選定された事業に対する補助金の交付決定額の総額が予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p> 渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金応募申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 事業計画書（様式第2号）</p> <p>(2) 収支予算書（様式第3号）</p> <p>2 応募申請書は、原則として事業実施日の40日前までに提出してください。</p> <p>3 応募申込み後に、応募を辞退する場合は、速やかに応募辞退届（様式第4号）を担当部署に提出してください。</p> |
| | 選定委員会 | <p>1 渋川駅前広場利活用モデル創出事業に応募された事業に関し必要な審査を行うため、庁内に選定委員会を設置します。</p> <p>2 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織します。</p> <p>3 選定委員会は、応募されたイベントの開催時期等を考慮し、随時開催するものとします。</p> |

| <p>選定の方法等</p> | <p>1 選定委員会で、事業計画書、収支予算書等の提出書類の審査を行い、実施候補団体を選定します。</p> <p>2 次の審査基準に基づき、総合評価の上、実施候補団体を選定します。なお、総得点が70点に満たない場合は、実施候補団体とはしません。</p> <table border="1" data-bbox="497 501 1369 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 501 1273 555">審査基準</th> <th data-bbox="1273 501 1369 555">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 555 1273 658">渋川駅前新たな魅力やにぎわいが創出できるような、創意と工夫が認められる</td> <td data-bbox="1273 555 1369 658">36</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 658 1273 761">誰もが安全かつ安心に参加できるイベントであるとともに、共生社会の推進への寄与が期待される</td> <td data-bbox="1273 658 1369 761">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 761 1273 864">渋川駅前だけでなく、渋川駅周辺地域にもにぎわいが波及するような配慮がされている</td> <td data-bbox="1273 761 1369 864">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 864 1273 1025">市内の団体等がイベントに出店又は協力しているとともに、他の事業の参考となるようなモデル的な取組がなされている</td> <td data-bbox="1273 864 1369 1025">24</td> </tr> </tbody> </table> | 審査基準 | 配点 | 渋川駅前新たな魅力やにぎわいが創出できるような、創意と工夫が認められる | 36 | 誰もが安全かつ安心に参加できるイベントであるとともに、共生社会の推進への寄与が期待される | 30 | 渋川駅前だけでなく、渋川駅周辺地域にもにぎわいが波及するような配慮がされている | 30 | 市内の団体等がイベントに出店又は協力しているとともに、他の事業の参考となるようなモデル的な取組がなされている | 24 |
|--|--|------|----|-------------------------------------|----|--|----|---|----|--|----|
| 審査基準 | 配点 | | | | | | | | | | |
| 渋川駅前新たな魅力やにぎわいが創出できるような、創意と工夫が認められる | 36 | | | | | | | | | | |
| 誰もが安全かつ安心に参加できるイベントであるとともに、共生社会の推進への寄与が期待される | 30 | | | | | | | | | | |
| 渋川駅前だけでなく、渋川駅周辺地域にもにぎわいが波及するような配慮がされている | 30 | | | | | | | | | | |
| 市内の団体等がイベントに出店又は協力しているとともに、他の事業の参考となるようなモデル的な取組がなされている | 24 | | | | | | | | | | |
| <p>選定の決定</p> | <p>市長は、選定委員会の選定を経て実施候補団体を決定したときは、渋川駅前広場利活用モデル創出事業選定通知書（様式第5号）又は渋川駅前広場利活用モデル創出事業不選定通知書（様式第6号）により申請者へ通知するとともに、選定された実施候補団体については、渋川市ホームページに掲載するものとします。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>交付申請の方法、時期等</p> | <p>1 実施候補団体は、渋川駅前広場利活用モデル創出事業選定通知書を受領した後、事業に着手する前に渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付申請書（様式第7号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>（1） 渋川駅前広場利活用モデル創出事業選定通知書（様式第5号）の写し</p> <p>（2） 事業計画書（様式第2号）</p> <p>（3） 収支予算書（様式第3号）</p> <p>（4） 補助金を必要とする理由書</p> <p>2 実施候補団体同士で実施時期が重なった場合や渋川駅前の整備工事の進捗状況などによっては、市と実施候補団体</p> | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------|---|
| | とで実施内容や時期等の協議及び調整を行います。 |
| 交付決定の時期等 | 申請を受理した日から7日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により通知します。 |
| 変更交付申請の方法、時期等 | 申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。 |
| 変更の承認 | 変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第10号）により通知します。 |
| 概算払申請の方法、支払時期等 | 概算払の交付を受けようとするときは、渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金概算払申請書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 （1） 渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付決定通知書（様式第8号）の写し （2） 渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付請求書（様式第15号） （3） その他市長が必要と認めた書類 適正と認めた場合は、提出された申請書に基づき、請求日から20日以内に支払います。 |
| 実績報告の方法、時期等 | 補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金事業完了実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 （1） 渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付決定通知書（様式第8号）の写し （2） 収支決算書 （3） 補助対象経費の領収書等の写し （4） イベントの写真 （5） 渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金事業効果等検証結果報告書（様式第13号） |
| 補助金の額の | 実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応 |

| | |
|------------------|---|
| 確定 | <p>じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金確定通知書（様式第14号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p> |
| 請求の方法、支払時期 | <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付請求書（様式第15号）に渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金確定通知書（様式第14号）の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p> |
| 交付決定の取消し又は補助金の返還 | <p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消に係る部分の金額</p> <p>（2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p> |
| 申請書等の様式 | <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金応募申請書（様式第1号）</p> <p>事業計画書（様式第2号）</p> <p>収支予算書（様式第3号）</p> <p>応募辞退届（様式第4号）</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業選定通知書（様式第5号）</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業不選定通知書（様式第6号）</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付申請書（様式第7号）</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金変更交付申請書（</p> |

| | | |
|--------------|------------|--|
| | | <p>様式第 9 号)</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金変更承認 (不承認) 通知書 (様式第 10 号)</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金概算払申請書 (様式第 11 号)</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金事業完了実績報告書 (様式第 12 号)</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金事業効果等検証結果報告書 (様式第 13 号)</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金確定通知書 (様式第 14 号)</p> <p>渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付請求書 (様式第 15 号)</p> |
| | <p>その他</p> | <p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければなりません。</p> |
| <p>取扱担当課</p> | | <p>渋川市 総合戦略部 政策戦略課 (本庁舎)</p> <p>電話 0279-25-8419 (直通)</p> <p>0279-22-2111 (内線 2424)</p> <p>メールアドレス mirai@city.shibukawa.gunma.jp</p> |